



相続法の改正 執筆者: 柴原 多

1. 始めに

少子高齢化社会が日本経済に大きな影響を与えていることは周知の事実であるが、当該高齢化社会等に対応するための相続関係の民法改正の要綱案が本年1月16日法務省のHPにて公表された。

今後は当該要綱案が法制審議会総会で要綱として決議され、要綱に沿って法案が策定される見通しであるため、当該要綱案に基づいて解説を行うこととしたい(なお改正箇所・文言が相当複雑且つ多岐に亘るので適宜割愛して紹介することとする。)

なお、当初、相続法改正の一大テーマとしては配偶者相続割合の引き上げが掲げられていたが、この点についてはパブリックコメントの結果を踏まえて、撤回されている。

2. 改正のポイント

第一に、今回の改正案(最終的な改正は未定のため、以下「改正案」と記載する。)においては、配偶者の生活権の保護が重視されている。

具体的には、①民法 903 条に「婚姻期間が 20 年以上の夫婦の一方である相続人が他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、持戻し免除の意思表示があったものと推定する」と追加されることが予定されている(なお「持戻し」とは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額に生前贈与等(特別受益)の価額を加えたものを相続財産とみなすために、生前贈与分等を計算上戻すことをいい、「持戻しの免除」とはかかる計算を行わない(特別受益を考慮しない)ことをいう。)。かかる改正は、配偶者の生活権の保護を図ると共に、婚姻期間が 20 年以上の夫婦との間で居住用不動産の贈与が行われた場合に、相続税法上の贈与税の特例対象になることを意識したものといえよう。

また、②配偶者は、被相続人の建物に相続開始の時に無償で居住していた場合においては、相続開始の時等から 6 カ月間無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を与えられ、

更に、③一定の場合には居住建物の全部について無償で使用及び収益する権利(配偶者居住権)が与えられる(一定の場合とは、配偶者が被相続人の建物に相続開始の時に居住していた場合において、(i)遺産の分割によって配偶者居住権を取得する

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ものとされたとき、(ii)配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき、(iii)配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるときである。但し、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合はこの限りでない。。

勿論、被相続人が死亡前に細かい(遺言等の)プランニングをしておけば、このような規定は必ずしも必要ないが、実際にはそこまでのプランニングがなされていることが少なく、また家族の有り様も多様化してきたことから、このような配偶者保護策が設けられたものと解される(なお近時、金融機関が進めているリバースモーゲージ等との関係にも留意が必要かと思われる。)

ところで、事業再生の局面においては、保証債務を負った代表者が自宅を配偶者に譲渡することは詐害行為等の関係で問題が生じることがある。上記改正案は、あくまで平時の相続又は生活権保護のための規定であって、詐害行為等の関係は別途考慮する必要があると思われる点に留意が必要である。

第二に、今回の改正案においては、遺産分割の柔軟性が確保されている。

具体的には、

- ① 家庭裁判所は相続人の生活費の支弁等の事情により必要があると認めるときは、申立てにより、遺産に属する預貯金の全部又は一部をその者に仮に取得させることが可能となること(家事事件手続法 200 条(遺産分割の審判事件を本案とする保全処分)を改正し、保全処分要件を緩和したものとされる。現行法の要件は「強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるとき」となっている。)、
- ② 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、相続開始時の債権額の 3 分の 1 に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額(但し、預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。))については単独でその権利を行使することができること(家庭裁判所の判断を経ない簡易迅速な小口払い制度の導入)、
- ③ 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができること(実務上行われている一部分割の明確化)、である。

これらの改正は、遺産分割協議等に時間を要した場合に、相続人が生活に困窮する事態が生じうるため、そういった事態を救済する目的で創設された制度であるといえる。

第三に、今回の改正案においては、自筆証書遺言制度の補完が図られている。

具体的には、遺言者は、法務局に、自筆証書遺言の保管を申請することができ、当該保管されている遺言書については検認の制度の規定が適用されない等の改正がなされている。

遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があるところ、上記改正は、このうち最も作成が簡単ではあるが、紛失等が問題となる自筆証書遺言を、①法務局にその保管の申請をすることができるとした上で、②当該保管がなされている自筆証書遺言については、一般人にはなじみの薄い検認(民法 1004 条 1 項参照。なお、1005 条により違反者には過料の制裁も課されている。)という制度を適用しないことを定めたことに意義があるものである。また、③何人も(一定の要件の下で)遺言書を保管している法務局に対し、その遺言の閲覧を請求ことができ、法務局は閲覧等をさせたときは、相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならない、との改正案も出されている。

第四に、今回の改正案においては、遺留分制度に関する重要な改正が提言されている。

具体的には、①遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる、とされている。

この改正は事業承継にとって非常に大事な改正のように思える。

すなわち、従来の遺留分減殺請求権は物権的效果を持つと解されており、遺留分権利者が当該請求権を行使すると相続対象である株式や不動産について共有状態が創出されたため、事業の円滑な承継が阻害される事態が生じた。

しかしながら、今回の改正によると、物権的效果は生じず、金銭債務が生じるにすぎないため、事業の承継者は当該金銭債務に必要な資金調達を行えばよく、事業承継にとって重要な資産である株式や不動産が「また裂き」になる事態は回避することができることとなる。

なお、改正案には併せて②受遺者等が相続人である場合には、遺贈等の目的の価額から遺留分として当該相続人が受け取るべき額を控除した額を限度として遺留分侵害額を負担する(最判平成 10 年 2 月 26 日参照)、③遺留分侵害額を求める計算式の明文化(遺留分侵害額=(遺留分)-(遺留分権利者が受けた特別受益)-(遺産分割の対象がある場合には具体的相続分に応じて取得すべき遺産の価額)+(899 条の規定により遺留分権利者が承継する相続債務の額)。最判平成 8 年 11 月 26 日参照)を行う旨の提言もされている。

第五に、今回の改正案においては、相続人以外の寄与者の支払請求が提言されている。

具体的には、相続人以外の者でも、労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族は、相続開始後、相続人に対し、寄与に応じた金銭の支払いを請求することができる。

これは、読んで字のごとく、相続人以外の寄与者に一定の金銭的対価を与える規定である(現行法は特別の寄与等を行った相続人のみ寄与分が認められている(現行民法 904 条の 2)。)。改正過程においては、親族以外の者にも対価を与えるか否かも議論されていたが、最終的には「相続人以外の親族」に限られた提案が行われている。

以 上



しばはら まさる
柴原 多

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

m.shibahara@jurists.co.jp

1996 年、慶應義塾大学法学部卒業。司法修習を経て 99 年に弁護士登録(東京弁護士会)。M&A 案件、訴訟案件、事業再生案件等を担当。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2018